

## 閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和2年9月11日（金） 10：04～10：16

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：安倍晋三 内閣総理大臣

麻生太郎 国務大臣（副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣）

高市早苗 国務大臣（総務大臣，内閣府特命担当大臣）

森まさこ 国務大臣（法務大臣）

茂木敏充 国務大臣（外務大臣）

萩生田光一 国務大臣（文部科学大臣）

加藤勝信 国務大臣（厚生労働大臣）

江藤拓 国務大臣（農林水産大臣）

梶山弘志 国務大臣（経済産業大臣，内閣府特命担当大臣）

赤羽一嘉 国務大臣（国土交通大臣）

小泉進次郎 国務大臣（環境大臣，内閣府特命担当大臣）

河野太郎 国務大臣（防衛大臣）

菅義偉 国務大臣（内閣官房長官）

田中和徳 国務大臣（復興大臣）

武田良太 国務大臣（国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣）

衛藤晟一 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

竹本直一 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

西村康稔 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

北村誠吾 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

橋本聖子 国務大臣（東京オリンピック・パラリンピック担当大臣，内閣府特命担当大臣）

陪席者：西村明宏 内閣官房副長官

岡田直樹 内閣官房副長官

杉田和博 内閣官房副長官

近藤正春 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件 3件

○政令 8件

○人事 8件

いずれも，案件表のとおり，決定となった。

議事内容：

○菅内閣官房副長官：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、岡田副長官から御説明申し上げます。

○岡田内閣官房副長官：一般案件について、申し上げます。まず、臨時国会を来る9月16日に召集することについて、御決定をお願いいたします。召集の詔書は、上奏・御裁可を経て、本日付け官報で公布する予定であります。また、臨時国会を召集することを決定した旨、衆・参両院議長及び臨時国会召集要求書の提出代表者あてに通知することについてあわせて御決定をお願いいたします。

次に、「故中曾根康弘の葬儀」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、内閣総理大臣及び内閣官房長官から御発言がございます。

次に、政令8件について、御決定をお願いいたします。まず、「トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令」は、中華人民共和国を原産地とする同化学物質に対して課している暫定的な不当廉売関税について、不当廉売の事実等に関する調査の完了に伴い、確定的な不当廉売関税とするものであります。

次に、「関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令」は、関税割当制度が適用されている品目のうち、半年ごとに関税割当数量を定めている麦芽について、本年度下期における数量を定めるものであります。

次に、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法の施行期日令」は、同法の施行期日を本年10月1日とするものであり、「同法施行令」は、防災重点農業用ため池の指定の要件を定めるものであります。

次に、「森林組合法施行令及び組合等登記令の一部を改正する政令」は、森林組合の吸収分割等について、所要の規定の整備を行うとともに、吸収分割等を無効とする判決が確定した場合の登記の手続を定めるものであります。

次に、「平成37年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の一部の施行期日令」は、同法のうち、国際博覧会推進本部及び担当大臣の設置に係る規定等の施行期日を、本年9月16日とするものであり、「災害対策基本法施行令の一部を改正する政令」は、同推進本部が置かれている間における中央防災会議の委員の定数の特例を定めるものであります。

次に、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令」は、飼養、運搬、輸入等が制限される特定外来生物の種類にハヤトゲフシアリ等を追加する等の改正を行うものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、元内閣官房副長官補古谷一之を、公正取引委員会委員長に、任命することの認証を仰ぐこと、元住友商事株式会社マプト事務所長福澤秀元外15名を特命全権大使等に任命し、ウガンダ国駐劄等を命ぜらるること、東京高等裁判所判事高部眞規子外1名を高松高等裁判所長官等に任命すること、及び、欧州連合日本政府代表部在勤大使兒玉和夫を願いに依り免ずることについて、それぞれ御決定をお願いいたします。

次に、財務省大臣官房審議官三村淳に、米州開発銀行特別総務会臨時総務代理た

る日本政府代表代理を命ずること外1件について、御決定をお願いいたします。

次に、法務省、外務省及び文部科学省人事といたしまして、お手元に配布しております資料のとおり承認することについて、御決定をお願いいたします。その主な内容は、スポーツ庁長官鈴木大地が退官し、その後任に室伏広治を、充てるものがあります。

次に、裁判官人事といたしまして、判事兼簡易裁判所判事に任命するもの外2件について、御決定をお願いいたします。

次に、斉藤政幸外152名の叙位又は叙勲等について、御決定をお願いいたします。なお、元衆議院議員渡部恒三を正三位に叙し、銀杯一組を授けるものがあります。

○菅国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、内閣総理大臣から御発言がございます。

○安倍内閣総理大臣：昨年11月29日に逝去された故中曽根康弘元総理の葬儀については、当分の間、延期することとしていましたが、先程閣議決定されたとおり、本年10月17日に執り行うこととしました。葬儀を執り行うに当たっては、参列者の規模を縮小し、会場内における参列者同士の間隔を十分に確保するなど、新型コロナウイルス感染症予防に万全を期すこととします。葬儀が故中曽根元総理の御功績にふさわしいものとなるよう、御遺族ともよく相談しながら、葬儀執行までの各種準備及び当日の式の運営について遺漏なきようお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、私から、故中曽根康弘元総理の葬儀につきまして、令和2年1月10日の閣議における私の発言からの変更点を御説明申し上げます。参列者の規模は、新型コロナウイルス感染症予防に万全を期すため、当初想定しておりました4,000人程度から縮小し、1,500人程度といたします。また、感染防止の観点から、会場内における参列者同士の間隔を十分に確保し、参列者にマスクの着用、事前の検温、手指消毒をお願いすることなどの対応を行うこととします。これらを踏まえ、葬儀実施の細目につきましては、今後、中曽根家とも御相談しながら、内閣及び自由民主党において協議していきたいと存じます。関係方面とも密接な連携を取りつつ、速やかに諸般の準備を進め、その執行に万全を期すつもりでありますので、各位の御協力をお願いいたします。

次に、衛藤晟一大臣。

○衛藤国務大臣：9月21日から30日までの10日間、秋の全国交通安全運動を実施します。また、この期間中、ゼロの付く30日を「交通事故死ゼロを目指す日」としています。今回の運動では、「子供を始めとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保」や「高齢運転者等の安全運転の励行」等を重点に掲げています。運動の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の状況等を注視しつつ、地域の実情に応じた運動を展開し、交通安全意識の高揚に努めてまいります。昨年の交通事故死者数は、3,215人と、現行の交通事故統計となった昭和23年以降で最少となりましたが、いまだに多くの方々の命が交通事故により失われています。閣僚の皆様には、交通安全対策の推進に、引き続き御協力をお願いいたします。

- 菅国務大臣：次に，国家公安委員会委員長。
- 武田国務大臣：本年の交通事故死者数は，昨年より減少しているものの，依然として尊い命が失われていることに変わりはありません。また，例年，この時期から，特に夕暮れ時や夜間における歩行中・自転車乗用中の交通死亡事故が増加する傾向にあります。今回の秋の全国交通安全運動においては，各自治体や関係機関・団体と連携しながら，早めのライト点灯や反射材用品等の着用を促進するとともに，歩行者の安全確保，高齢者や自転車利用者の事故防止に取り組んでまいります。また，本運動では，新型コロナウイルスの感染状況等に留意し，感染予防対策をとりつつ，交通安全教育や各種イベント等による広報啓発と交通指導取締りを始めとする街頭活動を推進してまいります。閣僚各位の御理解と御協力をお願いいたします。
- 菅国務大臣：次に，厚生労働大臣。
- 加藤国務大臣：9月10日から16日までは「自殺予防週間」です。警察庁における自殺統計によると，本年8月の自殺者数は速報値で1,849人となっています。前年同月に比べると246人増加しており，7月以降，増加傾向の兆しが見られます。多くの方が自ら尊い命を絶っている現実を，しっかり受け止めなければなりません。自殺の背景には，失業，倒産，多重債務，過労，いじめや孤立などの社会的要因があり，また今般の新型コロナウイルス感染症の影響などにより自殺リスクが高まることもあり得る状況と認識しています。誰も自殺に追い込まれることのないよう，現下の国民の直面する状況を踏まえ，自殺総合対策大綱に基づく取組をより一層推進していただきますよう，閣僚の皆様のご格段の御協力をお願い申し上げます。
- 菅国務大臣：これをもちまして，閣議を終了いたします。
- 引き続き，閣僚懇談会を開催いたします。
- 御発言はございますか。
- 無いようですので，以上をもちまして，閣僚懇談会を終了いたします。



- 資料あり  
資あり
- 福澤秀元外15名を特命全権大使等に任命することについて（決定）
  - 〃 ○判事高部眞規子外1名を高等裁判所長官に任命することについて（決定）
  - 〃 ○特命全権大使兒玉和夫を願に依り免ずることについて（決定）
  - 〃 ○財務省大臣官房審議官三村 淳に米州開発銀行特別総務会臨時総務代理たる日本政府代表代理を，財務官岡村健司外2名にアジア開発銀行総務会第53回年次会合臨時総務代理たる日本政府代表代理を命ずることについて（決定）
  - 〃 ○各府省幹部職員の任免につき，内閣の承認を得ることについて（決定）
- 資料なし  
資なし
- ☆検事館内比佐志外7名を判事兼簡易裁判所判事等に任命することについて（決定）
  - 元二等海佐齊藤政幸外152名の叙位又は叙勲等について（決定）

[○署名あり ☆署名なし]